

秩父銘仙利活用奨励金 案内チラシ



詳しいご案内はこちらから
(秩父市 HP につながります)

2023年12月26日で、『秩父銘仙』が国指定伝統的工芸品に指定されて10年を迎えます。
より多くの方に秩父銘仙をご活用いただきたく、奨励金を新設しました！

【申請期間】 令和5年8月1日(火)から

※ご利用ご希望の方は必ず事前にご相談ください。

【対象者】 以下の方が対象となります。

1. 秩父市在住、在勤、在学の方(個人、法人)
2. 秩父市内で対面接客を主とする店舗を営業している方

【交付金額】 一律5万円 全20件 **※一人一回のみ。また一世帯においても一回のみ。**

- 【交付条件】
- ・対象となる購入先から、秩父銘仙製品を10万円(税抜き)購入する方
 - ・購入した製品を、着用・使用した写真を市へ提供し、HPやSNS等で公開することに承諾いただける方
 - ・市税等を滞納していない方

※詳細はお問合せください。

【申請方法】 以下の書類をご用意の上、産業支援課へ申請してください。

1. 秩父銘仙利活用奨励金交付申請書兼請求書
2. 対象となる購入先から10万円(税抜き)以上の秩父銘仙製品を購入したことがわかる領収書
3. 着用・使用した写真データ(3枚以上)
4. 秩父銘仙利活用奨励金における生産者証明書
5. 市税等を滞納していないことを証明する証明書(市外在住者のみ)
6. 奨励金振り込み先の通帳のコピー

【その他】 **・事前にご相談いただけない場合、対象外となりますのでご注意ください。**

・予算が上限に達し次第締め切らせていただきます。

※その他ご不明な点等あれば、産業支援課までご相談ください。

裏面に続きます。

※対象となる例(一例)

- (1) 秩父銘仙の着物や洋服として仕立てて、個人的に着る。
- (2) 対面接客を主とする店舗の内装として使用する。(この場合、購入先織元のチラシ等を店舗に配置すること)
- (3) 対面接客を主とする店舗での接客用スタッフ衣装として、着物や洋服を着る。

※対象とならない例(一例)

- (1) 個人宅のインテリアとして使用する。
- (2) 対面接客を主とする店舗にて、お客様へのプレゼントまたは販売用の製品を作る。
↑ 店舗や自己の所有において使用する場合に限ります。
- (3) 一度着用した着物や洋服を、他人に譲る。または販売する。
↑ 汚損等特別の事情がない限り、奨励金返還対象となりますのでご注意ください。

具体的な交付可否につきましては、事前相談により内容を伺い、判断させていただきますので、必ずご相談ください。

【お問合せ先】 秩父市役所 産業観光部 産業支援課
〒368-8686 秩父市熊木町8番15号(歴史文化伝承館3階)
電話番号 0494-25-5208(直通)